

○岡山市私立保育所特別委託料支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可を受けた保育所（以下「保育所」という。））の安定した運営を確保し、児童の処遇の維持向上を図るため、市が入所の承諾を行った児童についての同法第24条の規定による保育の実施に係る経費に対し、岡山市私立保育所特別委託料（以下「委託料」という。）を支給するものとし、その支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給額)

第2条 委託料は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 基本額

各保育所ごとに、市長が別に定める0歳、1・2歳、3歳以上の各年齢別月額単価に、各月の支弁年齢（保育の実施がとられた年度の初日の前日における満年齢）別の児童数を乗じて得た金額の合計額を月額とする。

(2) 加算額

安定的に乳児保育を実施できるよう、乳児保育を担当する保育士を確保することに資するため、次条に規定する乳児保育促進事業を行う保育所にあつては、588,000円を加算する。

2 保育所の土地及び建物について岡山市から無償貸与されている当該保育所建物で保育される児童に係る前項第1号の規定により算定される額は、第4条の規定による四半期ごとの合計額に0.85を乗じて得た額（この額に10円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額）とする。

(乳児保育促進事業)

第3条 乳児保育促進事業は、保育所において行う乳児保育のために保育士を配置する事業で、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

(1) 岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第96号）第48条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほか、乳児保育のための保育士を年度当初から配置し、年度途中入所の需要等に対応すること。

(2) 市と調整の上、乳児の年度途中入所に対してあらかじめ計画的に入所枠を用意していること。

(3) 前年度末から当該年度当初にかけて、乳児の入所児童数が6人以上減少する保育所であること。

(4) 前年度末における当期末支払資金残高、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金及び保育所施設・整備積立金の合計額が当該施設経理区分の前年度収入決算（各積立金戻入を除く。）の6か月相当額未満であること。ただし、分園を設置し施設経理区分を分けている保育所にあつては、中心保育所と分園の施設経理区分を合算する。

(請求及び支給)

第4条 委託料を受けようとする保育所の設置者は、6月、9月、12月及び3月の各5日までに、当該四半期分について私立保育所特別委託料請求書（別記様式）を市長に提出して委託料を請求しなければならない。

2 市長は、第一・四半期分及び第三・四半期分については前項の請求があつた日の属する月の15日の2営業日前までに、第二・四半期分及び第四・四半期分については前項の請求があつた日の属する月の25日の2営業日前までに委託料を支給するものとする。

(支給の条件)

第5条 委託料の支給を受けた者は、その委託料のうち、第2条第1項第2号の規定により加算された額については乳児保育のための保育士の人件費に、その他の額については次の各号に定める経費等に使用しなければならない。ただし、第8号から第10号までの経費については、それぞれの合計額が委託料の総支給額の15パーセントの割合で計算した額を超えてはならない。

(1) 保育所の長、保育士、調理員その他の職員の人件費

(2) 児童の給食に要する材料費

(3) 児童の保育材料費等で、保育に直接必要な経費

(4) 児童の冬期の採暖に要する経費

(5) 旅費・建物等の補修費（施設会計で行う軽微なものに限る。）、保健衛生費職員研修費その他施設の管理及び運営に要する経費

- (6) 社会福祉施設職員退職手当共済法による事業主負担金
- (7) 岡山県社会福祉従事者共済会による事業主負担金
- (8) 職員の福利厚生に必要な経費(ただし、職員の親睦旅行等に要する経費は除く。)
- (9) 市長が認める事業団等からの借入金の償還に要する経費(ただし、その年度中に償還すべき額と、当該年度中に償還のために寄付金として収入される額及び厚生労働省通知(平成12年3月30日付児発第299号)により償還金として支出することを認められる額を加えた額との差額を限度とする。)
- (10) 法人本部の運営に要する経費(ただし、総支給額の2パーセントを限度とする。)
- (11) その他岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年市条例第96号)に定める基準を維持するための費用
(返還命令)

第6条 市長は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、保育所の設置者に対し、既に支給した金額の一部又は全部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 書類の記載事項に虚偽があったとき。
- (3) その他支給について不相当と認めたとき。

(決算報告)

第7条 保育所の設置者は、特別委託料の決算書に第5条各号に掲げる経費等ごとに委託料の用途を記入して、翌年度の5月31日までに市長に提出しなければならない。

(調査及び指導)

第8条 市長は、委託料の交付に係る事務の適正な執行を図るため、必要があると認めたときは、当該保育所に対して報告させ、又は職員を派遣して帳簿その他の調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委託料の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

私立保育所特別委託料請求書

岡山市私立保育所特別委託料支給要綱の規定により、
年度第 〇 四半期分特別委託料として、次のとおり請求します。

年 月 日

住 所

施 設 名

請求人氏名 _____ 印

岡山市長 様

請求金額 _____ 円

【請求額算定内訳】

基本額	年齢区分	月額単価 (円)①	初日在籍人員(人)				金額(円) ①×②
			月	月	月	計②	
	0歳児						
	1～2歳児						
	3歳以上児						
	小計					③	
加算額	第2条第1項第2号の額（乳児保育促進分）					④	
請求額合計（③+④）							

※ 第2条第2項に該当する場合、請求額合計欄の③は、「③×0.85（10円未満切捨て）」とすること。